

処分第1号

令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）

令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

この予算については、特に緊急を要するため組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和5年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 藤井信吾

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2総務費	1総務管理費	負担金, 補助及び交付金 (3組合統合に伴う例規集整備に係る負担金)	2,273